

14	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2019年7月8日発効 2021年6月30日一部改訂
外部機関の倫理委員会への審査依頼		

1. 目的

本手順書は、京都大学大学院医学研究科・医学部（同附属病院を含む）の研究者が実施しようとする人を対象とする生命科学・医学系研究の倫理審査について、研究者が外部機関の倫理委員会へ審査依頼を行う際の手順並びに当該研究の実施に係る事項を定めることを目的とする。

2. 運用規定

本学の研究者が倫理審査を外部機関の倫理委員会へ委託する場合には、次の各号に掲げる各要件を満たす必要がある。

- (1) 原則、多機関共同で京都大学が従たる研究機関として参加する研究であること
- (2) 前号の要件以外で外部機関の倫理委員会へ審査依頼を行う特段の事由があること
- (3) 京都大学大学院医学研究科・医学部（同附属病院を含む）として認める外部機関の倫理委員会であること

3. 委託手順

- (1) 研究者は京都大学医の倫理委員会事務局（以下「事務局」という）へ外部機関の倫理委員会へ審査依頼を行いたい旨の申し出を行う。
- (2) 研究者は事務局からの返答を受けた後、主たる研究機関へその旨を報告すると共に外部機関の倫理委員会から所定の様式等の提出が求められた場合には、それらを作成し提出する。

4. 委託内容等の報告

- (1) 研究者は外部機関の倫理委員会へ審査依頼した内容及び利益相反の状況を含む研究者等の情報を京都大学大学院医学研究科長及び京都大学医学部附属病院長へ報告する。
- (2) 研究者は外部機関の倫理委員会から審査結果の通知を受けた後、当該研究の実施、継続等の可否について京都大学大学院医学研究科長及び京都大学医学部附属病院長の判断を仰ぐ。
- (3) その他研究の実施に係る事項は、「京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会 作業手順書」に従う。

附則

本手順書は、2019年7月8日から施行し、2019年4月1日から適用する。

医の倫理委員会承認日：2019年7月8日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2021年6月14日